



発行
東京都

目次

告示

- 行政不服審査法による公示送達……………（総務局総務部法務課）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………（環境局総務部環境政策課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第九百五十一号
行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項及び第三項並びに同法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

令和二年七月十三日

東京都知事 小池 百合子

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名
審査請求時の住所 不明
現住所 不明

審査請求人 大古田 州央

二 公示事項

審査請求人が、平成二十八年五月二日、同月十七日及び同年六月三日に当庁に提起した各審査請求について、当庁は、平成二十九年三月二十四日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に各裁決書の謄本を送付できない。よって、右各裁決書の謄本は、当庁（総務局総務部法務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第九百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十三日

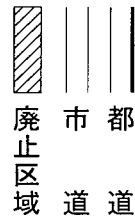
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 八王子五日市
- 二 変更の区間 八王子市上川町千七百三十三番一地先から同所三千三百八十七番五地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

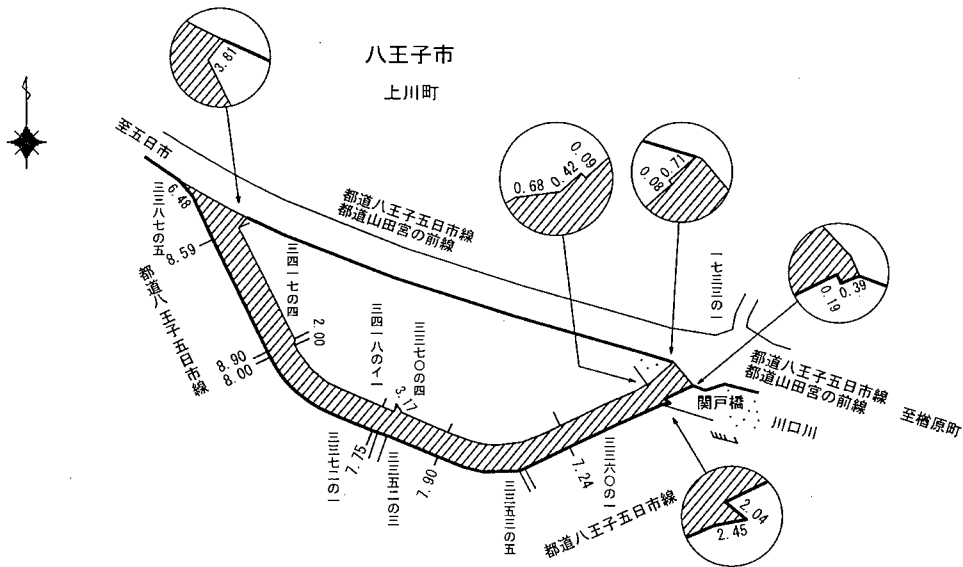
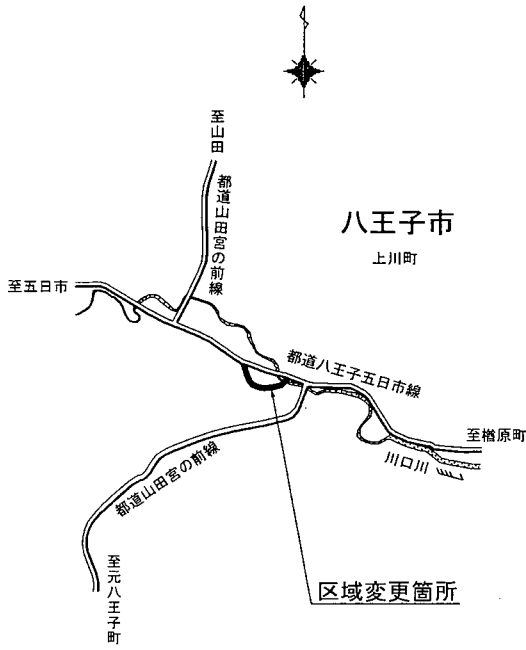
別図

都道八王子五日市線区域変更略図

八王子市上川町地内



延長 一九六・三九メートル
面積 一、五一八・四六平方メートル



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、（仮称）竹芝地区開発計画について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和二年七月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社アルペログランデ

代表取締役 根津 登志之

中央区日本橋二丁目一番十四号

二 対象事業の名称

（仮称）竹芝地区開発計画

三 工事着手の年月日

平成二十七年八月一日

四 工事完了の年月日

令和二年五月二十九日

五 届出日

令和二年六月二十五日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年七月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 清水商事ビル

二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目七番五号

三 設置者名 株式会社ハーモニック

四 意見

ア 聴取者 武蔵野市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年六月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和二年七月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

